

☆★☆☆青年新規就農者ネットワーク 「一農ネット便り」 ☆★☆☆

令和3年8月30日174号 農林水産省経営局就農・女性課

《今号のメニュー》

1. 雇用調整助成金等の特例措置の期間が延長されました
2. 経営継承した後継者のチャレンジを100万円まで支援します！

-
1. 雇用調整助成金等の特例措置の期間が延長されました（9月末→11月末）
-

令和3年8月17日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、延長する旨公表しました。

申請等の詳細につきましては、以下にお問合せ願います。

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

なお、農林漁業の個人事業所のうち、雇用者が常時4人以下で雇用保険及び労働者災害補償保険に未加入の事業所におかれましては、厚生労働省への申請時に「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。発行手続きについては、以下の URL より詳細をご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuu tokuteitiiki.html（雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金）

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kyuhusienkin.html（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金）

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局就農・女性課雇用グループ

TEL：03-3502-8111 内線 5203

2. 経営継承した後継者のチャレンジを100万円まで支援します！

農林水産省の補助事業である「経営継承・発展支援事業」は、地域農業の担い手から経営を継承した後継者が、経営発展計画を策定して行う取組（法人化、販路開拓、省力化など）に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担））する事業です。

※農業次世代人材投資事業（経営開始型）との併給はできません。

2次公募を令和3年8月16日（月）から開始していますので、本事業に興味をお持ちの方は、お近くの市町村農政担当課へお問い合わせください。

▼「経営継承・発展支援事業」の2次募集案内チラシはこちら

https://keisyou-hatten.maff.go.jp/ews/uploads/2021/08/10th_0818pm4.pdf

（補助金事務局（（一社）全国農業会議所）HP）

▼補助対象者、要件、補助対象経費などの詳細はこちら

<https://keisyou-hatten.maff.go.jp/>

（補助金事務局（（一社）全国農業会議所）HP）

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課担い手企画班

TEL：03-6744-2143

◆経営局 Facebook「農水省・農業経営者 net」では、農業者の皆様に役立つ情報を発信しています。「いいね！」をし、フォローをお願いいたします。

<https://www.facebook.com/nogyokeiei>

◆メールアドレス等登録情報の変更・削除（農林水産省 HP）

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

◆農林水産省経営局就農・女性課(TEL:03-3502-6469(内線 5195)) が配信しております。ご意見・ご感想については、以下メールアドレスまで。

【青年新規就農者ネットワークチーム】1nou@maff.go.jp